

太陽光パネルの10kW以上限定型式登録基準 (B登録)

1. 適用範囲

2. 認証要件を満たさないために、設備認定申請が 10kW 以上の太陽光発電設備に限定される太陽電池モジュールを対象とする。

この基準は、JP-AC が実施する設備認定の申請代行における太陽光パネル (太陽電池モジュール) の型式登録に適用するものであって、設備認定の技術基準を定めるものではない。

3. 太陽電池モジュールの要求性能

- ① 太陽電池モジュールのセル実効変換効率 (モジュール化後のセル実効変換効率*¹⁾) が、それぞれ以下に示す数値以上であること。
- | | |
|-----------------------------|-------|
| ・単結晶のシリコン又は多結晶のシリコンを用いた太陽電池 | 13.5% |
| ・薄膜半導体を用いた太陽電池 | 7.0% |
| ・化合物半導体を用いた太陽電池 | 8.0% |

- *1) J I S C 8 9 6 0 において定められた実効変換効率を基に、モジュール化後のセル実効変換効率 (略称: セル実効変換効率) を次式にて算出するものとする。

セル実効変換効率 = モジュールの公称最大出力 / (太陽電池セルの合計面積 × 放射照度)

- ★ 太陽電池セルの合計面積 = 1セルの全面積 × 1モジュールのセル数
- ★ 1セルの全面積には、セル内の非発電部を含む。ただし、薄膜系、化合物系のセル全面積には集積部を含まない。

以上